

平成 27 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社ユニバーサルエンターテインメント
代表者名 代表取締役社長 富士本 淳
(JASDAQ・コード 6425)
問合せ先 広報・IR 室
電話番号 03-5530-3055 (代表)

当社グループに対する Century 社からの申し立てについて

当社グループに対して、フィリピンの Century Properties Group, Inc. (以下、Century 社) より申し立てを受けた件で、フィリピンの控訴裁判所において、当社グループの主張を認める旨の裁判所命令が下されましたので、下記の通りお知らせします。

記

1. 裁判所命令のあった裁判所及び年月日

裁判所：控訴裁判所 (Republic of the Philippines, Court of Appeals, Manila)

裁判所命令のあった日：平成 27 年 3 月 27 日 (判決書受領日：平成 27 年 4 月 21 日)

2. 裁判所命令の概要

Century 社の主張を認めたマカティ地方裁判所の仮保護命令を退け、当社グループの主張を認めた裁判所命令を有効とする。

3. Century 社からの申し立ての経緯

当社グループはフィリピンでカジノリゾートの開発を推進しており、以前当該プロジェクトについて、Century 社と協議を行いましたが、条件が満たされなかったため、平成 26 年 3 月に Century 社に対し解除通知を送付しました。Century 社は、当該解除を不服として裁判所へ申し立てを行いましたが、平成 26 年 5 月 13 日に当該申し立ては棄却されました (詳細は、平成 26 年 5 月 16 日付「当社グループに対する Century 社からの申し立てについて」と題するプレスリリースをご参照下さい)。その後、Century 社は再度申し立てを行い、同年 7 月 25 日に Century 社の主張を認める仮保護命令が出されましたが、この度「2. 裁判所命令の概要」に記載の通り、改めて当社グループ側の主張が認められました。

4. 当社の見解

今般の裁判所命令によって、改めて当社グループの正当性が認められたものと理解しております。当社グループは、引き続きフィリピンでのカジノリゾートプロジェクト「マニラベイリゾート」の開発を進めていくことで、当社グループ事業の成長戦略を確実に実行すると共に、フィリピン経済や現地での雇用創出へ大きく貢献してまいります。

以上